

2026年1月20日

中部電力(株) 原子力発電所の基準地震動策定に係る不正行為事案に関する声明

日本原子力学会 倫理委員会¹

2026年1月5日、中部電力は、同社の浜岡原子力発電所の新規制基準適合性審査において、基準地震動の策定を不適切な方法で行っていたことを公表した（以下「本事案」という）。今後、同社の第三者委員会および規制当局により、経緯等の詳細、原因の解明ならびに再発防止策が検討されることとなる。

本事案は、原子力安全に直結する耐震設計の基盤となる評価（基準地震動の策定）において、同社自らが、規制当局に対する説明とは異なる不正な方法を意図的に用いたものであり、決して許されないことである。同時に、社会との信頼関係を根幹から破壊する極めて重大かつ遺憾なものである。

日本原子力学会の倫理規程は、原子力に関わるすべての者の行動規範として2001年に策定され、原子力発電所の点検データの改ざん事案、東京電力福島第一原子力発電所事故等を踏まえて、数年ごとに改定している。

本事案は、倫理規程にある「行動による信頼の獲得（行動の手引1-4）」、「原子力利用と安全確保の両立（同2-1）」、「事実の尊重（同3-2）」、「誠実性原則・正直性原則（憲章4）」、「社会からの負託（同4-4）」、「隠蔽・改ざんの戒め（同4-6）」、「専門職原則（憲章5）」、「組織文化の醸成（憲章7）」など、多くの規範に則っていないと考えられる。

本事案を受け、倫理委員会は、原子力発電所の安全確保に一義的な責任を有する事業者自らが、不正行為は決して許されることではないことを認識し、あらためて、原子力に関わるすべての者が倫理規程に則り行動することを強く求める。

さらに、組織の運営に責任を有する者は、あらためて組織構成員に倫理的な行動を促すとともに、そのための環境が適切に整えられているかを確認する必要がある。よりよい倫理観や組織文化の醸成は終わりなきプロセスであることを認識し、必要な改善を継続的に実施していただきたい。

本事案は到底容認し得ないものである。

倫理委員会は、本事案の今後の原因究明等の進展に応じて倫理規程に照らした具体的な検討を進めるとともに、倫理規程のより一層の浸透や、倫理について考える場の提供などを通じて、原子力に関わるすべての者が倫理的によりよい行動をとれるよう、真摯に尽力していく。

以上

¹ 声明内容についての倫理委員会審議結果：賛成 18、反対 1、棄権 0、不投票 0